

# 資料

令和7年6月19日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

## ○条例の一部改正

議案第 1 号	美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について	-----	1～ 2
議案第 2 号	美瑛町税条例の一部改正について	-----	3～14
議案第 3 号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	15～16

## ○計画の変更

議案第 1 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	-----	17～19
議案第 1 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	-----	20～21

## 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、内閣府に属する行政機関である個人情報保護委員会からの助言を踏まえて、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

- (1) 本町が保有する個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限に関する特例の日数について、28日以内から44日以内に改める。
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を除外する規定について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第1項各号の規定を準用するよう改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (開示決定等の期限に関する特例)</p> <p>第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年美瑛町条例第3号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。</p> <p>第5条～第7条 【略】 (救済の手続)</p> <p>第8条 実施機関は、法第82条、法第93条若しくは法第101条の決定について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、<u>法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き</u>、速やかに美瑛町行政不服審査会条例(平成28年美瑛町条例第2号)第2条に規定する美瑛町行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (開示決定等の期限に関する特例)</p> <p>第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年美瑛町条例第3号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。</p> <p>第5条～第7条 【略】 (救済の手続)</p> <p>第8条 実施機関は、法第82条、法第93条若しくは法第101条の決定について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、<u>当該審査請求が明らかに不適法であるとき</u> を除き、速やかに美瑛町行政不服審査会条例(平成28年美瑛町条例第2号)第2条に規定する美瑛町行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>附 則 【略】</p>

## 美瑛町税条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

#### （1）町民税

19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除に係る所得要件を超えた場合であっても、新たに特定親族特別控除の対象となる規定を設けるほか、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定を改正する。

#### （2）固定資産税

大規模修繕を行った特定マンションにおける固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができる規定を設ける。

#### （3）軽自動車税

①軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の税率区分について、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る区分を追加する。

②道路交通法の改正により個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能（いわゆるマイナ免許証）となったことに伴い、軽自動車税種別割の減免の手続において、特定免許情報を確認する措置を取らなければならない規定を設ける。

#### （4）たばこ税

加熱式たばこと紙巻たばこの税負担差を解消するため、当分の間の措置として、従前の価格と重量から換算する方式から、重量のみに応じて紙巻た

ばこの本数に換算する方式に改めるほか、一定の重量以下の加熱式たばこについては、紙巻たばこ1本として課税する方式に見直す規定を設ける。

(5) その他

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の改正による条項ずれに伴い、条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる規定はそれぞれ定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号、第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第2条に掲げる町民税に関する規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条に掲げる町たばこ税に関する規定 令和8年4月1日

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第34条 【略】 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学</p>	<p>第1条～第34条 【略】 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。</p> <p>2～10 【略】 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 【略】</p>	<p>生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額</p> <p>_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。</p> <p>2～10 【略】 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前</p>	<p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____</p> <p>_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第36条の4～第63条 【略】</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 【略】</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ～ (4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第63条の3～第81条の8 【略】</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第36条の4～第63条 【略】</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 【略】</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ～ (4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第63条の3～第81条の8 【略】</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1) 原動機付自転車            イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。） 年額 2,000円            ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円            ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円            ニ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円            ホ 【略】            (2)・(3) 【略】            第83条～第88条 【略】            (種別割の減免)            第89条 【略】            2 【略】            (1)～(4) 【略】            (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）            (6)～(8) 【略】            3 【略】</p>	<p>(1) 原動機付自転車            イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ニ_____に掲げるものを除く。） 年額 2,000円            ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円            ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円            ニ 【略】            (2)・(3) 【略】            第83条～第88条 【略】            (種別割の減免)            第89条 【略】            2 【略】            (1)～(4) 【略】            (5) 原動機の総排気量又は定格出力_____</p> <p>_____</p> <p>(6)～(8) 【略】            3 【略】</p>

新	旧
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 【略】</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された<u>免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 【略】</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>を提示</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 【略】</p> <p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 【略】</u></p> <p><u>5 【略】</u></p> <p>第91条～第151条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 【略】</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2～22 【略】</p> <p>23 <u>法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>24 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>25 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>26 <u>法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割</u></p>	<p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u></p> <hr/> <p><u>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 【略】</p> <p><u>3 【略】</u></p> <p><u>4 【略】</u></p> <p>第91条～第151条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 【略】</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2～22 【略】</p> <p>23 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>24 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>25 <u>法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>26 <u>法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割</u></p>



○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>に係る第9 4条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第9 2条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合に</p>	

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>おける計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> <p>第16条の3～第24条 【略】</p>	<p>第16条の3～第24条 【略】</p>

## 美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により改正された地方税法の条項ずれに伴い、条文の整備を行う。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和7年6月19日  
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 附則 1～3 【略】 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 7～14 【略】 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 16 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 附則 1～3 【略】 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 7～14 【略】 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 16 【略】</p>



辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：美沢・白金辺地】

新						旧					
3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から 令和8年度までの 5年間						3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から 令和8年度までの 5年間					
(単位：千円)						(単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
道路 (美沢18線道路 整備事業 他1事 業)	美瑛町	417,079	266,096	150,983	147,900	道路 (美沢18線道路 整備事業 )	美瑛町	234,079	149,342	84,737	84,600
観光又はレクリエ ーションに関する 施設 (ジオパーク拠点 施設整備事業 他 2事業)	【略】					観光又はレクリエ ーションに関する 施設 (ジオパーク拠点 施設整備事業 他 2事業)	【略】				
経営近代化施設 (白金牧場育成舎 改修事業)	【略】					経営近代化施設 (白金牧場育成舎 改修事業)	【略】				
合計		604,188	306,996	297,192	294,100	合計		421,188	190,242	230,946	230,800

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：美沢・白金辺地】

新							旧						
別紙様式 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名 美沢・白金 辺地]  (単位：千円)							別紙様式 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名 美沢・白金 辺地]  (単位：千円)						
施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源	
道路	美沢18線道路整備事業	【略】					道路	美沢18線道路整備事業	【略】				
	美沢12線道路整備事業	美瑛町	183,000	116,754	66,246	63,300							
	小計		417,079	266,096	150,983	147,900		小計		234,079	149,342	84,737	84,600
観光又はレクリエーションに関する施設	【略】						観光又はレクリエーションに関する施設	【略】					
経営近代化施設	【略】						経営近代化施設	【略】					
合計			604,188	306,996	297,192	294,100	合計			421,188	190,242	230,946	230,800

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：新星辺地】

新	旧																												
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">総合整備計画書 北海道美瑛町 新星辺地 (辺地の人口 58人、面積8.2k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1)～(3) 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路 ～ 【略】</li> <li>・施設 ～ 千代田公園はインバウンドを中心とする観光客が多く訪れる公園となっており、観光バスなどの大型車両に合わせた駐車場スペースの拡充、公園内トイレの洋式化を図ることにより地域振興・観光振興につながる重要な拠点として位置づける。併せて周辺住民の交通の支障とならないよう、安全な交通の流れを確保する環境を整える。</li> </ul> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">施設名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">事業費</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">財源内訳</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">特定財源</th> <th style="width: 10%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源							<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">総合整備計画書 北海道美瑛町 新星辺地 (辺地の人口 58人、面積8.2k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1)～(3) 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路 ～ 【略】</li> <li>・施設 ～</li> </ul> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">施設名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">事業費</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">財源内訳</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">特定財源</th> <th style="width: 10%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源						
施設名				区分 事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																				
	特定財源	一般財源																											
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																								
			特定財源	一般財源																									

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：新星辺地】

新							旧							
道路 (新星第1線整備 事業ほか1事業)	【略】						道路 (新星第1線整備 事業ほか1事業)	【略】						
施設 (千代田公園改修 事業)	美瑛町	43,054	27,120	15,934	15,900									
合計		260,390	141,536	118,854	113,600		合計		217,336	114,416	102,920	97,700		
別紙様式 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名 新星 辺地]							別紙様式 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名 新星 辺地]							
(単位：千円)							(単位：千円)							
施設名	事業名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	施設名	事業名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源		
道路	【略】						道路	【略】						
施設	千代田公園 改修事業	美瑛町	43,054	27,120	15,934	15,900								
合計			260,390	141,536	118,854	113,600	合計		217,336	114,416	102,920	97,700		